

○厚生労働省令第百八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十五号）の一部の施行に伴い、労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後							改正前						
別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）							別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）						
物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）					物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イソプロピルエーテル	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イソプロピルエーテル	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	三イソプロポキシ ニートリフルオロ メチルベンズアニリ ド（別名フルトラニ ル）	一パーセント未満	一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	(略)
イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	酸化亜鉛	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
酸化亜鉛	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	酸化アルミニウム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	(略)

（傍線部分は改正部分）

(削る)	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	(略)	ステアリン酸ナトリウム	(削る)	スチレン	(略)	水素化リチウム	(削る)	水酸化リチウム	(略)	酸化カルシウム
(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)

四・五・六・七―テトラクロロ―一・三―ジヒドロベンゾ	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	(略)	ステアリン酸ナトリウム	ステアリン酸亜鉛	スチレン	(略)	水素化リチウム	水素化ビス(ニ―メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	水酸化リチウム	(略)	酸化カルシウム
一―パーセント未満	(略)	(略)	(略)	一―パーセント未満	(略)	(略)	(略)	一―パーセント未満	(略)	(略)	(略)
一―パーセント未満	(略)	(略)	(略)	一―パーセント未満	(略)	(略)	(略)	一―パーセント未満	(略)	(略)	(略)

(削る)	ニ―メチル―ニ・四 ―ペンタンジオール	(略)	(二―ホルミルヒド ラジノ)―四―(五 ―ニトロ―ニ―フリ ル)チアゾール	(削る)	ホスゲン	(略)	テトラクロロジフル オロエタン(別名C FC―一―二)	
(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	
(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	

メプロニル) ベンズアミド(別名 トキシ)フェニル 三―(―メチルエ ニ―メチル―N― ―ペンタンジオール	(略)	(略)	(二―ホルミルヒド ラジノ)―四―(五 ―ニトロ―ニ―フリ ル)チアゾール	ポルトランドセメン ト	ホスゲン	(略)	テトラクロロジフル オロエタン(別名C FC―一―二)	〕c〕フラン―ニ―オ ン(別名フサライド
一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	
一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	

(略)	S   メチル   N   (メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート (別名メソミル)
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)	S   メチル   N   (メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート (別名メソミル)
(略)	(略)
(略)	(略)

(労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)別表第二中

ポルトラ

ンドセメント

(略)

を

(ニ―ホルミ  
四―(五―ニ  
―チアゾール

(新設)

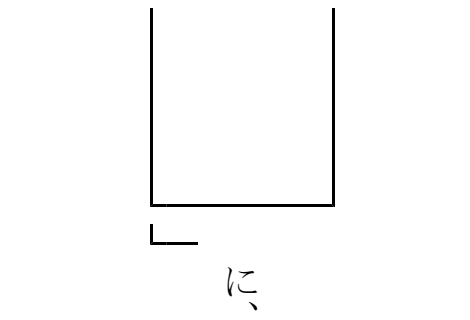
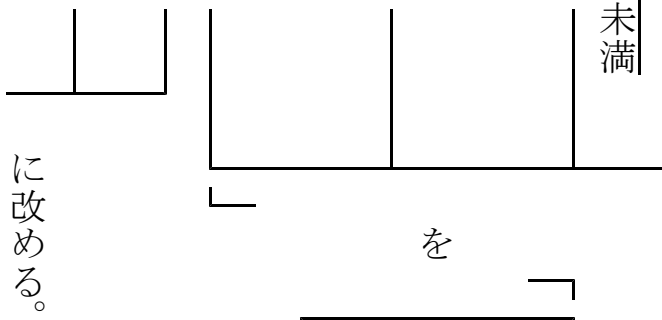
ルヒドラジノ―  
トローニ―フリル

(略)

に、

ニ―メチル―N  
メチルエトキシ  
ンズアミド(別  
S―メチル―N  
バモイルオキシ  
デート(別名メ

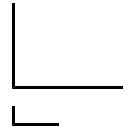
「三」(一)フエニル」ベ名メプロニル)	(略)	(新設) S—メチル—N—(バモイルオキシ)チデート(別名メソミ)
(メチルカル)チオアセチミソミル)		
メチルカル オアセチミ ル)	(略)	に改め、同表改正後欄の労働安
全衛生規則別表第二中 ポルトランドセメント (略)		
を	(二)ホルミルヒドラジノ)四(五)ニトロ)ニ)フリル)チアゾール	(略)



Nーメチルホルムアミド	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
SーメチルーNー(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート(別名メソミル)	(略)	

Nーメチルホルムアミド	○・三パーセント未満	○・一パーセント
ニーメチルーNー「三ー(ーメチルエトキシ)フェニル」ベンズアミド(別名メプロニル)	(略)	
SーメチルーNー(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート(別名メソミル)	(略)	





## 附 則

この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十五号）第一条の規定の施行の日から施行する。